

平成 19 年度三番瀬再生実施計画（案）に対する意見及び質問

1 実施計画（案）本文の修正についての意見

節名・事業名 実施計画（案）該当頁	委員名	意見	意見の提案理由	備考
干潟的環境（干出域等）形成の検討・試験 淡水導入の検討・試験 （1頁）	竹川未喜男	事業内容3行目末尾に「 <u>残された唯一の汽水的海域である猫実川河口域を保全しつつ、三番瀬の多様な・・・</u> 」と続けます。6行目を「 <u>導入と一体となった試験の実施に・・・</u> 」と補足、訂正します。		
豊かな漁場への改善方法の検討 （4頁）	竹川未喜男	4ページ10行目を「・・・その結果をもとに、 <u>科学的解明に基づき、漁業者から強く・・・</u> 」と補足します。	有用種以外の多くの種の保全について、その必要性をつけ加えるべきだと思います。 上記一でも触れましたが、「新しい生物多様性国家戦略」の中では「漁獲の対象となっていないものも含めた多くの種を保全する「海洋保護区」を設定することで、その周りで漁業資源も増えて漁業に寄与できる必要がある」という指摘がありますが、これは水産基本法でものべられていることです。	

<p>産業排水対策 (10頁)</p>	<p>後藤 隆</p>	<p>事業計画の答申では、「排水量の多い事業所については、汚濁負荷量を自動測定するなど、異常な負荷の発生を感知し、緊急に対応できる仕組みを検討し、監視を徹底していきます。」と書き込んだので、そのための調査、検討の開始を入れるべき。</p>	<p>5カ年の目標を達成するため、1年目から調査、検討を開始する必要がある。</p>	
<p>市川市塩浜護岸 改修事業 (13頁)</p>	<p>竹川未喜男</p>	<p>13ページ・モニタリング調査の項3行目を「意見を踏まえ、<u>定期的な三番瀬全域を対象とする環境基礎調査によって得られる環境推移、特に猫実川河口域の基礎データと、18年度～19年度・・・</u>」と補足、修正します。</p>		
<p>自然再生(湿地再生)事業 (14頁)</p>	<p>竹川未喜男</p>	<p>14ページ5行目「・・・について、塩浜護岸の改修に歩調を合わせ、市川市所有地とその周辺における「<u>自然再生</u>」が<u>三番瀬の真の意味での「再生事業」</u>であることに留意して、<u>地元市と調整・・・</u>」と補足修正します。</p>		

三番瀬パスポート制度(仮称) (18頁)	倉阪秀史	「漁業者等」を「地域住民、漁業者、NPOなど」に変更。	1～2行目「地域住民や漁業者、NPOなどの協働を促進することが重要」との記述との整合性を図るため。	
三番瀬の再生・保全・利用のための条例の制定 (20頁)	倉阪秀史	「条例の制定に向けて、」のあとに「条例案を検討し、」を挿入すべき。	記述に具体性を持たせるため。	
インターネットなどによる情報発信 (21頁)	竹川未喜男	21ページ13～14行目「していくため、 <u>環境NGOによる国際シンポジウムの後援などとともに、県としても「国際フォーラム・・・」</u> と補足修正します。		
三番瀬再生活動への支援 (22頁)	後藤 隆	<p>「三番瀬の再生は息の長い取り組み」が必要で「県民運動」にまで広がらないと達成は困難。しかし「三番瀬再生支援事業」はこれまでの団体への1/2の補助金という枠組みなので、かえって県民の積極的な参加を阻害する可能性がある。</p> <p>県民運動にしていくためには、新しい枠組みが必要で、その検討がなされていない。最近では、地域住民が積極的に参加する里親制度・アドプト制の試みもなされており、きめ細かい支援のあり方を県民参加のもとで検討することを追記すべき。</p>	<p>単に一団体に補助金を出していくやり方は、この際改めるべきで、広く広報をした上で広範な主体や団体が集まって、その中で話しあいながら、役割分担を決めていくネットワーク形式等が重要。</p> <p>これまでの補助金のやり方は、広範囲な主体の協働(県民運動)をかえって阻害する可能性がある。</p> <p>県が本気で三番瀬の再生を県民運動にしていく気があるなら、当初から新たな枠組みを県民参加のもとで十分な検討を行ない、実験していく必要がある。</p>	

<p>国、関係自治体等との連携による広域的な取組 (24～25頁)</p>	<p>竹川未喜男</p>	<p>24ページ2行目「はじめ、<u>三番瀬再生計画案、県三番瀬再生基本計画にあるような様々な対策が・・・</u>」と修正します。 25ページ6行目「<u>まとめたところであり、県の基本計画に基づき、関係機関とともに・・・</u>」と補足修正します。</p>		
	<p>倉阪秀史</p>	<p>5「上記の取組に加え、」のあとに、「<u>三番瀬再生国際フォーラムをはじめとする</u>」を挿入すべき。また、「検討します」を「進めます」に修正すべき。</p>	<p>記述に具体性を持たせるため。</p>	
<p>計画全体に関する事項</p>	<p>竹川未喜男</p>	<p>19年度実施計画の意義と総括的な方針についての「前文」と「事業のあらまし」があった方が理解しやすいと思います。</p>	<p>全体の構成、あらましに書いていただきたい要点を列挙させていただきます。その理由は、県の基本計画が決定し、事業計画についても略固まり、この実施計画の決定によって三番瀬再生事業が全面的に進むという段階に到達したと説明されています。知事もその意義付けに“新しい生物多様性国家戦略”の先進的なモデルとしてCOP10で提起されようと述べられました。また大西会長も護岸選考の事業の中で、護岸検討会議とは異なった再生会議の総合的な役割について指摘されました。しかし各事業の項では羅列的な事業説明にとどまっています。したがって、そのような実施計画に</p>	

			ふさわしい「前文」と「事業のあらまし」 が要るのではないかと考えるのです。	
--	--	--	--	--

2 再生事業の実施に当たって留意すべき意見

節名・事業名 実施計画(案)該当頁	委員名	意見	意見の提案理由	備考
行徳湿地再整備事業 (2頁)	後藤 隆	行徳内陸性湿地については、三番瀬の再生に重要な要素になるが、これまで、再生会議では報告がなされていない。 実施計画を行うにあたり、これまでの整理が必要。	三番瀬再生のための事業として、重要なファクターになるので、共通認識を形成しておく必要があるため。	
三番瀬自然環境調査事業 (3頁)	張 成年	19年度は生物調査、20年度は環境調査ということであるが、そもそも環境調査を伴わない生物調査はないと思います。説明では19年度はほぼ生物調査のみ、ということですが、気象や水温、pH、BODやCOD程度の調査はすべきと思います。	2カ年にわたって、1年目を生物のみ、2年目を環境調査のみ、という仕切にすべきではないと思います。	
生物多様性の回復のための目標生物調査事業 (3頁)	後藤 隆	三番瀬再生の共通のイメージ、目標を形成する上で非常に重要な事業で、三番瀬再生の根幹に関わるものなので、早急に進める必要。また、この事業については、多くの主体が当初から関わり、形作って行く必要がある。再生会議のメンバーや専門家、県民、漁業者も参加する仕組みを作るべき。	三番瀬再生の共通目標や取り戻すべき生態系が明確にならないと、個別の事業が三番瀬再生に寄与するものかどうかも、判断がつかなくなる。まず、再生のための目標生物、生態系についての合意形成が必要。したがって早急に多くの主体が参加する枠組みで立ち上げるべき。	

藻場の造成試験 (5 頁)	後藤 隆	アマモの特性やアマモが生育する環境条件を整理する必要。また、三番瀬周辺で自生しているコアマモの調査(特性、環境条件も含め)も追加すべき。	かつての三番瀬では、藻場というアマモとコアマモが特徴であった。それぞれの環境や条件があったはずで、それらを明確にしておく必要があるため。	
第4節 水・底質環境の節全体に関する事項 (8 ~ 12 頁)	竹川未喜男	各事業別か、または各事業をまとめた形にするかは別として、自治体、住民の具体的な参加指針とか、運動として市民参加の状況などを加えて頂きたいと思えます。	水・底質環境問題は重要な再生事業テーマあり、広範な地域住民が身近に、日常的に参加できる唯一の事業だと思っております。	
合併処理浄化槽の普及 (9 頁)	後藤 隆	合併処理浄化槽の普及については、設置場所等の制約があるので、公共地や道路などへの設置が可能かどうかの議論も必要。そのための調査の実施も入れるべき。	合併処理浄化槽の普及のため、従来の補助金の枠組みでない検討が必要。	
三番瀬周辺の県の管理する河川再生の検討	後藤 隆	事業計画の答申で書き込んだ「三番瀬周辺の小河川等再生の検討」、「再生可能な小河川等の整理・検討と試験の実施」については、早めに整理・検討を行なうことが必要。	5カ年の目標を達成するため、1年目から調査、検討を開始する必要がある。	

<p>市川市塩浜護岸改修事業 (13頁)</p>	<p>佐藤フジエ</p>	<p>人の命が大切か、微生物が大切かよく考えてほしい。</p>	<p>調査・検討を重視していて、早急にやらなければならない、護岸改修・高潮対策を後回しにしている。 今の計画でいると、護岸改修だけで早くても4年はかかる。その間、地域住民は不安を抱えてしまう。</p>	
<p>自然再生(湿地再生)事業 (14頁)</p>	<p>後藤 隆</p>	<p>浦安市、船橋市についても検討の範囲にあることを明記すべき。 また、開かれた事業にするため、住民参加や多くの主体の参加を明記すべき。</p>	<p>自然再生(湿地再生)については、可能な場を広範囲に検討する必要。 また、将来の維持管理を考えると当初からの多くの主体の参加が不可欠なため。</p>	
	<p>三橋福雄</p>	<p>(案)では市川塩浜の記述しかありませんが市川東浜(ふなばし三番瀬海浜公園の西側)の不法な野球場も調査の対象とすること。</p>	<p>管理者の船橋市担当課によると野球場の撤去の可能性が視野にあるとのこと。例えば汐入公園等の検討が考えられる。</p>	
<p>第6節 三番瀬を活かしたまちづくりの節全体に関わる事項 (15頁)</p>	<p>三橋福雄</p>	<p>関連各市の独自の計画との整合性を考えたまちづくりが不可欠。景観法による景観条例の考え方を県で提案すること。景観は広範囲に及ぶことが多い。4市に共通な要因があると思われる。</p>	<p>例えば、ふなばし三番瀬海浜公園とその周辺が国交省の関東富士見100景に選ばれたが、市川行徳臨海部のまちづくりの方向性によって、該当選定が無意味なことになる可能性がある。 習志野市から浦安市までの海岸の後背地全体への視点が必要と思われる。</p>	

<p>三番瀬周辺区域における調和のとれたまちづくりの取組 (15頁)</p>	<p>後藤 隆</p>	<p>「三番瀬地域全体として」、「このため、地元市や住民、地権者、漁業者、NPO等の関係者が適切な役割分担のもと、協議・連携して、三番瀬を活かしたまちづくりを進めていくことができるよう、所要の場を設定する」という趣旨を明確にし、広範囲な主体の参加の枠組みを明記すべき。</p>	<p>三番瀬周辺区域という広域的な視点がなければ、全体の調和ある「まちづくり」はできない。 広域的な視点が不可欠。 また、まちづくりは、行政だけで進めるものではなく、多くの主体が参加しながら進めることが重要である。</p>	
<p>第8節 環境学習・教育の節全体に関わる事項 (17頁)</p>	<p>藤本 勲</p>	<p>地元を知り、愛する心、自然を愛する心を育む 関連4市の小学校で三番瀬を観、知る為の校外学習を1年に1回(卒業までに各人6回になる)実施する。三番瀬の変化、自然の回復には長期間を要する、という様な事を教える。</p>		
<p>三番瀬の再生・保全・利用のための条例の制定 (20頁)</p>	<p>藤本 勲</p>	<p>瀬戸内法を参考にした規制を設ける</p>		
<p>インターネットなどによる情報発信 (21頁)</p>	<p>藤本 勲</p>	<p>今迄に私は審議会から発信される情報に余り触れた事はなく、この状況は殆どの(強くは関心を持っていない)県民に共通するものであると思われます。また今回原案を見た感じでも県民、社会、</p>		

	<p>に強く関心を持ってもらおうという意図が不足しているのではないかと感じました。</p> <p>強い関心のある人は県のHPで情報入手できますが一般県民はどれだけ見ているか疑問でしょう。私はもう少し積極的に情報発信した方がいいと考えています。社会に積極的に再生計画をアピールし、県民、国民に強く関心を持って貰える様に工夫したいものだと考えます。</p> <p>「そこで下記の通り提案します」</p> <p>中長期的観点から、世間的に注目される指標、数字などを発信する (例えば地球破滅までの時間などが現在発信され、注目されている)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地球温暖化の三番瀬への影響の指標、水温、水位、動植物の変化などを指標化 2 動植物の変化、外来種の状況・影響、などを指標化 <p>地球環境保護への三番瀬からの情報を発信する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 上記と重複 2 羽田空港工事へのメッセージ発信 		
--	--	--	--

<p>国、関係自治体等との連携による広域的な取組 (24～25頁)</p>	<p>竹川未喜男</p>	<p>東京湾関係では、「東京湾行動計画との連携」の項がありますが、県に“おまかせ”の事業ではない故に、再生会議や県民に対して、行動計画についてその経緯や情報の提供が必要になると思います。</p>		
<p>計画全体に関する事項</p>	<p>佐藤フジエ</p>	<p>三番瀬円卓会議をスタートして、早や5年になります。また、円卓会議から知事に「三番瀬再生計画案」を提出して、3年。今度は再生実施計画(案)を検討していますが、私には三歩進んで四歩さがっているようにしか見えません。いつになったらこの三番瀬は再生出来るのですか！このまま、調査・研究・検討を続けて、いつこの事業を立ち上げるのでしょうか！それとも、三番瀬再生は白紙にしてしまうのですか？明確な答えをお願いいたします。</p>	<p>生態系等も確かに配慮して行かなければなりません。外かん道路促進事業と同じように、調査・調査で事業を先送りすればするほど事業費が膨らみ、県財政を圧迫しかねません。 それとも、千葉県は財源が豊かなのですか！</p>	
	<p>後藤 隆</p>	<p>5カ年の事業計画の1年目の実施計画なので5年間の中での位置づけ、各事業のプロセスとゴールの整理が必要。</p>	<p>1年のみの計画では、5カ年で何がどのように実施され、目標に達するのか、これがないとPDCAマネジメントサイクル自体が有効にならないため。</p>	
	<p>後藤 隆</p>	<p>全体として、担当部署は書いているが、それぞれについて、住民参加や徹底した公開が各事業の中でどうなるのか、</p>	<p>住民参加と徹底した公開が円卓会議以来、再生会議では、確保されてきた。実施計画での参加、公開の方法について</p>	

		書かれていない。 特に住民参加を各事業の中でどうするかを明確にすべきである。	書いておくことが重要。	
	倉阪秀史	<p>実施計画の実行に当たっては、以下の事項を確保すべき。</p> <p>1 個別の予算措置がされていない事業についても、一般事務経費を用いるなどして、着実に事業の実施を図ることとするべき。</p> <p>2 東京湾全体、全県を対象といった形で掲載している事業であっても、当該事業の実行に当たっては、三番瀬の保全・再生にかかる効果を念頭に置きつつ行われるべき。</p> <p>3 三番瀬の環境に具体的に手を加える事業（1節1・2、2節1、3節3・7、5節1・3）、三番瀬の再生の目標設定に関する事業（2節3）については、事業の内容の進捗状況を再生会議に報告しつつ行われるべき。</p>		

3 基本計画・事業計画において議論すべき意見

節名・事業名 実施計画(案)該当頁	委員名	意見	意見の提案理由	備考
第3節 漁業の 節全体に関わる事項 (4～7頁)	竹川未喜男	<p>漁場再生と漁業振興策とは密接な関係がありますが、品種改良などまで含めると、同様な施策が漁業だけでなく、他の事業についてもありうると思われまます。若干バランス上どこまで再生事業とすべきかあらためて再検討すべきと考えます。なお事業計画の説明の中で漁場環境の概念として、当然「生物多様性国家戦略」はじめ、生態系重視の観点から水産物資源を広く捉える必要があると思ひます。そうした対象として、ハゼ、ギンポはもちろん、アオサ、オゴノリ、ムラサキイガイ、カキ、タマキビなども挙げたいと思ひます。</p>		
江戸川左岸流域 下水道事業 (11頁)	竹川未喜男	<p>江戸川左岸流域下水道事業は第二湾岸と同様、円卓会議に続く再生会議でも別個の問題とされてきた経緯があります。その扱いにつきましては再生会議において検討すべきです。</p>		

<p>市川市塩浜護岸改修事業 (13頁)</p>	<p>竹川未喜男</p>	<p>13ページ4行目の頭に「<u>護岸の人工海岸化</u>」は本来、<u>自然な連続性を断ち切るデメリットがありますから、面的な生態系の保全を考慮し、2丁目護岸についても基本断面に固定せず、粗朶、木材の活用など自然共生型の、多様なバリエーションを考へつつ高潮防護の護岸改修を進めます。</u>」を挿入します。</p>		
<p>自然再生(湿地再生)事業 (14頁)</p>	<p>竹川未喜男</p>	<p>具体的な実施事業を県民によりよく理解されるためには、「自然再生」という慣用語は不向きな用語です。事業名の名のつけ方、特に事業内容の説明では、「保全」は「保全」、「修復」は「修復」、「再生」は「再生」とすべきだと思います。</p>		
<p>国、関係自治体等との連携による広域的な取組 (24～25頁)</p>	<p>竹川未喜男</p>	<p>広域施策の中には三番瀬再生事業というよりも、一般的施策と考えた方がよいものもありますので、三番瀬再生事業とは別のくくりとした方がよいと思います。</p>		

計画全般に関する事項	竹川未喜男	<p>再生会議での論議の主題を実施計画のメインの柱として構成すべきです。再生会議ではテーマとされなかった諸問題について実施計画に入れるとするならば、今後再生会での検討課題として扱うべきだと思います。</p> <p>直接三番瀬に影響のある問題、水循環、淡水導入などの河川、生活廃水対策などは再生計画案にはありますが、残念ながら再生会議での論議は不十分でした。当然今後重要な課題として取り組むべき問題であるとの説明を加えていただきたいと思います。</p>		
計画全般に関する事項	竹川未喜男	<p>「市川塩浜護岸改修事業」と「漁場再生事業」など、知事に属する検討会議によって検討されている先発事業につきましては、千葉県環境重視の先進モデル事業として、改正「海岸法」、「水産基本法」、そして「新しい国家生物多様性国家戦略」の理念を追求するものであると位置づけるべきです。</p>		

<p>計画全般に関する事項</p>	<p>竹川未喜男</p>	<p>1 干潟・浅海域、3 漁場、5 海と陸との連続性・護岸 のそれぞれの事業に共通した指針として、第一にこの重要事項を「海を狭めない」と、第二に「現存する干潟・浅海域」を保護、保全することを基本方針として前文に書くべきだと思います。</p>	<p>その理由は、現存する海をこれ以上狭めないこと、そして三番瀬海域区分1（猫実川河口域）が、内湾における干潟・浅海域であり、そのような海域は「生物多様性国家戦略」にも「沿岸域の中でも生物多様性の保全上特に重要な生態系である」と書かれているからです。</p> <p>言うまでもなく、県の「補足調査」、「円卓会議計画案」、「県基本計画」にも同様な指摘があります。また、県「三番瀬特別委員会における調査報告」4ページに述べられている委員会の提言(2)にも、合意された意見として十分に検討すべきであると書かれています。</p>	
-------------------	--------------	---	--	--

4 質 問

事業名 実施計画(案)該当頁	委員名	質 問	回答要旨(担当課名)																			
計画全般に関する 事項	佐藤フジエ	この5年間、三番瀬会議にかかった事業費を年度別に、 詳細にご報告願いますか。 (各事業経費・委員謝金・会場費・事務消耗品等々)	平成13年度～17年度の円卓会議、 再生会議の開催経費(報償費、旅費、会場・ 設備使用料等)は、以下のとおりです。 <table data-bbox="1518 582 1966 813"> <tr> <td>13年度</td> <td>約</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>約</td> <td>1,986万円</td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>約</td> <td>3,189万円</td> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>約</td> <td>255万円</td> </tr> <tr> <td>17年度</td> <td>約</td> <td>435万円</td> </tr> </table> <table data-bbox="1550 874 1998 957"> <tr> <td>13年度～15年度</td> <td>円卓会議</td> </tr> <tr> <td>16年度～17年度</td> <td>再生会議</td> </tr> </table> (企画調整課)	13年度	約	200万円	14年度	約	1,986万円	15年度	約	3,189万円	16年度	約	255万円	17年度	約	435万円	13年度～15年度	円卓会議	16年度～17年度	再生会議
13年度	約	200万円																				
14年度	約	1,986万円																				
15年度	約	3,189万円																				
16年度	約	255万円																				
17年度	約	435万円																				
13年度～15年度	円卓会議																					
16年度～17年度	再生会議																					

市川市塩浜護岸 改修事業 (13頁)	張 成年	検討委員会の多数意見であった捨石先行案でいいかと思 います。ただ、両端から工事を進めていき、両端から仕上 げていくとしても、工事のトラック等は両端から出入りす るので、両端部分が完成しても、全体が完成するまで利用 できないことになるのではないのでしょうか。	19年度は、護岸の早期完成を図るため、 両端部から捨石工事を先行して行いたいと思 います。 なお、完成した区間については利用できる ように配慮していきます。 (河川計画課、河川環境課)
	佐藤フジエ	早急に護岸の安全性確保と言われますが、いつ頃までに 完成できるか、明確な答えがほしい。	事業計画に基づき、当面、老朽化の著し い2丁目地先のうち約900m間を先行さ せ、平成22年度ころの完成を目指します。 (河川計画課、河川環境課)
自然再生(湿地 再生)事業 (14頁)	松崎利光	環境学習の場とは、既存の塩浜多目的広場を意味してい るの？ この場所であれば、県として、現況の把握をなされている のか？ どのように整備されるのか？	自然再生(湿地再生)の場所として、現 在塩浜多目的広場として利用されている市 有地の一部を考えています。 自然再生(湿地再生)を図るとともに人 と三番瀬のふれあいや環境学習の場となる よう検討していくものであり、現時点では 具体的な整備内容は定まっていません。 (企画調整課、庁内検討グループ)
	後藤 隆	「そこで、・・・、 <u>塩浜護岸の改修や地元市と協議調整を</u> 図りながら、再生する湿地環境及び規模・構造等を検討し、 関係機関等との調整を進めます。」とあるが、この事業は、	事業計画では市川市塩浜護岸部で実現に 取り組むとしており、平成19年度の実施計 画においては、自然再生の検討が急がれて

		<p>浦安市、船橋市については検討の範囲にあるのか。</p> <p>また、「地元市と協議調整」、「関係機関等との調整」とあるが、住民参加が書かれていないが、どのようなメンバーを考えているのか。</p>	<p>いる市川市塩浜地区における具体的な検討・協議・調整を進めることとしております。</p> <p>また、平成19年度は、主に行政機関を中心として協議調整することを考えており、再生会議には適切な時期に報告し、意見をいただきたいと考えております。</p> <p>(企画調整課、庁内検討グループ)</p>
<p>三番瀬周辺区域における調和のとれたまちづくりの取組 (15頁)</p>	<p>後藤 隆</p>	<p>事業計画の答申では、1次目標として、「三番瀬地域全体として」、「このため、地元市や住民、地権者、漁業者、NPO等の関係者が適切な役割分担のもと、協議・連携して、三番瀬を活かしたまちづくりを進めていくことができるよう、所要の場を設定する」という趣旨からすると、この事業は、「地元市と協議する」のみにとどまっているが、どのような参加の枠組みを考えているのか。</p> <p>また、答申では、「広域的な視点から地域協議の場の設置」をあげているが、これについての記述がないのはなぜか。</p>	<p>地元市では、市民等の意見を尊重しながら、基本構想等を策定し、三番瀬周辺のまちづくりを進めています。</p> <p>県は、住民や地権者等、広範囲の主体の意見を踏まえて作成された地元市からの提案を受けて、関係市との協議の場を設置し、各市と調整しながら、広域的な視点から「三番瀬周辺区域における調和の取れたまちづくり」に取り組むこととしています。</p> <p>(県土整備政策課、都市計画課)</p>